

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊 藤 和 貴

市町村名 (市町村コード)	山口市 (352039)
地域名 (地域内農業集落名)	佐山地区 (由良前、由良後、須川前、須川後、佐山西、佐山東、小路、鳩岡、遠波、渚、新地、深溝原条西の一部) ※川西圃場整備地を除く
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区には、山口宇部道路沿いの農地が点在している地区、国道190号沿いの市街化が進む地区、干拓地を中心とした地区等がある。広大な干拓地帯では、稲作が中心である一方、野菜も生産されている。農業者の高齢化により、中心となる経営体の耕作面積は増加することが予想され、担い手による集積・集約化を進めていくことが課題である。

・耕作放棄地が多く点在している。

・法人の経営を担う後継者が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・圃場整備地では水稻・飼料米・麦作を中心とした作付を行い、複合化・低コスト化を図る。他の集落では、経営地近くの農地を、集積・集約化し低コスト化を図る。

・農業者の高齢化により、中心となる経営体の耕作面積は増加することが予想され、担い手による集積・集約化は進む。一部の地区では、ほ場整備が進んでおり、その他の地区についても圃場整備を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	259 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	259 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・ほ場整備を進めていくことで、担い手への農地の集約化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、貸借を希望するときは原則として、農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
佐山北第一地区のほ場整備を進めるとともに、佐山北第二地区のほ場整備の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・子どもからお年寄りまで地域全体で農業を行っていく環境をつくれるよう、地域内での人と人との繋がりを深め、共同作業等を通じ、少しずつ農業に触れる機会を増やしていき、担い手の確保に繋げていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・遊休農地の発生が見込まれる農地については、地域外の事業者を含め、農作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--